

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部改正（案）

- 1 改正理由**
組織再編等に伴い、第 5 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 3 条別表を変更する。
- 2 改正の内容**
別添新旧対照表
- 3 改正の適用時期**
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 改正手続の根拠規定**
規約第 15 条の規定により、規約は協議会の議決を経て改正する。

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（令和5年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

改正前

(前略)

第5条

2 会長は静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。

(中略)

第11条

2 事務局は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課に置く。

(中略)

別表（第3条関係）

区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項 第1号の委員	(略)	
	静岡県	交通基盤部都市局地域交通課長
	(略)	

改正後

(前略)

第5条

2 会長は静岡県交通基盤部政策管理局交通政策課長とする。

(中略)

第11条

2 事務局は、静岡県交通基盤部政策管理局交通政策課に置く。

(中略)

別表（第3条関係）

区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項 第1号の委員	(略)	
	静岡県	交通基盤部政策管理局交通政策課長
	(略)	

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。